平成２８年（フ）第１３４４号
札幌市西区発寒４条５丁目２番16号　シンケイハイツ202号
債務者　神田　亜衣（旧姓川口）
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１３５５号
札幌市西区琴似４条６丁目５番６―210号
債務者　木村　明美（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１４３７号
札幌市豊平区平岸３条12丁目２番７号　コーポはまなす101号
債務者　山木　洋子
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８号
北海道紋別市上渚滑町３丁目70番地の７
債務者　先崎奈津美
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
旭川地方裁判所紋別支部

平成２８年（フ）第３０２号
神奈川県高座郡寒川町宮山180番地１　介護老人保健施設神恵苑、住民票上の住所神奈川県座間市相模が丘２丁目12番５号　相模ミサキコーポ201号
債務者　伊藤　　滋
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第３１５号
相模原市中央区中央４丁目５番13号　リバティ和田303
債務者　太川　　博
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第３１６号
相模原市中央区星が丘１丁目10番１号　グルワール星が丘302
債務者　黒田　英治
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第３号
名古屋市千種区今池南29番24号　川島第１ビル９Ｂ号
債務者　馬口　京子
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１０６１号
愛知県愛西市渕高町上八反７番地１
債務者　後藤裕一郎
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１１３８号
愛知県小牧市小牧５丁目530番地１　キャッスルハイツ小牧604号
債務者　田崎あや子
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１２５８号
名古屋市中村区則武２丁目14番11号　名駅富士ビル６Ａ号、借入時の住所愛知県春日井市小野町１丁目23番地　プラシード・カーサ201号
債務者　梶原　一哉
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６２６号
堺市堺区大浜南町３丁１番63―202号、前住所堺市堺区南旅篭町西１丁１番24―801号
債務者　眞田　大士
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１１１７号
福岡市東区城浜団地34番203号
債務者　牟田口　崇
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１２２１号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄北６丁目10番20号ウエストかたなわ104号
債務者　山田　俊策
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第６７号
茨城県石岡市山崎3189番地
債務者　友部　重文
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第１８５号
香川県高松市牟礼町牟礼2176番地３　カルム203
債務者　阿部　慶子
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１１６９号
福岡市西区拾六町団地４番１―101号
債務者　野川　律子
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部